

千葉市青少年問題協議会青少年健全育成功労者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）が本市の青少年健全育成に顕著な功労のあった者及び団体に対して行う青少年健全育成功労者表彰の実施について必要な事項を定めるものとする。

(表彰基準)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、永年にわたり顕著な功労のあったものに対し、この要綱により表彰することができる。

- (1) 青少年育成委員
- (2) 青少年補導員
- (3) 青少年相談員

2 協議会は、前項に規定する者のほか、青少年健全育成について功績顕著な者及び団体についても表彰することができる。

3 前2項の規定による表彰の基準となる健全育成に関する活動期間は、10年以上を原則とする。ただし、青少年育成委員会会長については5年以上、青少年相談員については3期以上とする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は表彰状の贈呈をもって行う。

2 第5条の規定により被表彰者として決定された者が既に死亡しているとき又はその表彰を受ける以前に死亡したときは、当該表彰状はその遺族に贈るものとする。

3 協議会は、表彰を受けたものの功績と将来にわたって残すため、表彰者名簿を整備し、保存するものとする。

(被表彰候補者の推薦)

第4条 青少年健全育成機関又は団体は協議会会長に対し、被表彰候補者を推薦するため、別記様式による推薦書を提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 協議会会長は、前条の規定による推薦書の提出があった時は、これを審査の上、決定し、その結果を当該推薦書を提出したものに対して通知するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。